



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ連邦共和国における刑事施設内の母子施設
Author(s)	小名木, 明宏
Citation	北大法学論集, 67(3), 392[1]-373[20]
Issue Date	2016-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62953
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol67no3_03.pdf



ドイツ連邦共和国における 刑事施設内の母子施設

小名木 明 宏

1. はじめに

女子処遇の一環として、その子供に対してどのように対応するかという問題は、これまで我が国ではあまり論じられてこなかった問題である。母親である女子の被収容者が子供と一緒に施設に入るという点については、刑事収容施設法66条1項が「刑事施設の長は、女子の被収容者がその子を刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、相当と認めるときは、その子が一歳に達するまで、これを許すことができる。」とし、原則一歳までと規定しており、例外として、2項で「刑事施設の長は、被収容者が、前項の規定により養育され一歳に達した子について、引き続き刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、その被収容者の心身の状況に照らして、又はその子を養育する上で、特に必要があるときは、引き続き六月間に限り、これを許すことができる。」としている¹。旧監獄法適用の時代からも含めて、この法令に基づき各女子施設には母子を対象とする区画が整備されている。これについてコンメンタールも「母親である被収容者に対する適正な処遇の実施という観

¹ 旧監獄法はその12条1項で「新ニ収容スル婦女其子ヲ携帯センコトヲ請フトキハ必要ト認ムル場合ニ限り満1歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得」とし、また、2項で「刑事施設ニ於テ分娩シタル子ニ付テモ亦前項ノ例ニ依ル」とし、1歳までの子供の帯同を認めていた。

点を含んだ制度であるということが出来る」としており、被収容者にとっての子の養育の意義を認めている²。

他方、国際的には、2010年12月に「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の被拘禁措置に関する国連規則（バンコク・ルールズ）」³が国連総会で採択され、被収容者の処遇に関する国際準則として成立している。これによれば、刑事施設内において母子に配慮しなければならないことがうたわれている（ルール51、52）。また、2015年4月にカタールのドーハで開催された第13回国連犯罪防止・刑事司法会議⁴で取り上げられ、犯罪防止のために国連基準の果たす役割に関するワークショップの中で、刑事施設内に母子ユニットを設けることを要請している⁵。しかも、次回第14回大会は2020年に日本で開催されることが決定しており⁶、ホスト国としてこの問題に積極的に取り組む必要がある。本論稿は、このような背景の下、この問題についてかなり先進的なドイツ連邦共和国における刑事施設内の母子施設の実情を論じるものである。なお、本調査は文献による調査のみならず、筆者が実地調査とインタビューを行った成果であり、必ずしも客観的なデータが揃っていない箇所もある。この点はご了承ください。

2. ドイツ連邦共和国における母子収容

² 林眞琴・北村篤・名取俊也「逐条解説刑事収容施設法〔改訂版〕」有斐閣、2013年、272頁。

³ 原文については、United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders (the Bangkok Rules) <https://www.un.org/en/ecosoc/docs/2010/res%202010-16.pdf> を参照。また、山内さやか「矯正に関する国際準則をめぐる最近の動向」刑政124巻5号82頁も参照。

⁴ http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/hisho10_00005.html

⁵ Report of the Thirteenth United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice, Doha, 12-19 April 2015 (A/CONF.222/17) http://www.unodc.org/documents/congress//Documentation/Report/ACONF222_17e_V1502929.pdf 参照。とりわけ、62頁の(i)を参照。

⁶ http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/hisho10_00005.html

(1) ドイツにおける女子の被収容者の現状

ドイツ連邦共和国は連邦制のため、各州の権限が大きく、連邦法と州法が競合するという法現象が存在する。行刑法の分野では、連邦が大枠を、州法が詳細な運用を定めるということが一般的である。

そのうえで、ドイツの被収容者数を見てみると、総収容者数61737人のうち、男子は58225人、女子は3512人となっている⁷ (2015年11月末日現在。なお、未決、保安監置を含む)。ドイツの全人口が約8200万人であることを考慮すれば、日本との比較では、約1.5倍すればおおよその比較がきよう。

(2) 母子収容の法的根拠

本稿で研究対象としている刑事施設内の母子施設については、1976年5月16日の連邦行刑法80条が「子供を持つ母親」を、142条が「子供を持つ母親のための施設」を規定しており、これが法的根拠となっている。

80条 子供を持つ母親

「(1) 女子の被収容者の子供が就学義務年齢に達していないときは、子供の福祉にかなっている場合には、滞在決定権を持つ者の同意を得て、母親のいる行刑施設と一緒に収容できる。収容に先立って、少年局での聴聞がなされねばならない。

(2) 収容の費用は子供の扶養義務者の負担による。このことにより母親と子供の一緒にの収容が妨げられる時は、費用の請求はなされないこともある。」

142条 子供を持つ母親のための施設

「女子のための施設においては、母親が子供とともに収容される設備が整えられていなければならない。」

これに基づいて、各州が細かい規定を設けるのであるが、現段階では必ずしもすべての州が独自の規定を設けているわけではなく、その場合

⁷ Bestand der Gefangenen und Verwahrten in den deutschen Justizvollzugsanstalten - 30. November 2015 https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Rechtspflege/StrafverfolgungVollzug/BestandGefangeneVerwahrtePDF_5243201.pdf?__blob=publicationFile

には連邦法の直接適用となる。それゆえ、連邦行刑法も各州での行刑実務では重要な意義を有している。

(3) 現状

現在、以下の刑事施設内に母子施設が設けられている。シュヴェービッシュ・グミュント女子刑務所 (JVA Schwäbisch-Gmünd (Baden-Württemberg))、アイヒャッハ女子刑務所 (JVA Aichach (Bayern))、ミュンヘン刑務所 (JVA München (Bayern))、ベルリン女子刑務所 (JVA Berlin (Berlin))、フランクフルト女子刑務所 (JVA Frankfurt/Main (Hessen))、フェヒタ女子刑務所 (JVA Vechta (Niedersachsen))、ケムニッツ刑務所 (JVA Chemnitz-Reichenhain (Sachsen))、リューベック刑務所 (JVA Lübeck (Schleswig-Holstein))、フレンデンベルク医療刑務所 (JVKH Fröndenberg (NRW)) である。母子施設の収容定員もまちまちであり、母親である被収容者が開放処遇か閉鎖処遇⁸かで、母子施設の設備や運用等がそれぞれ異なっている。このうち、最後のフレンデンベルクは医療刑務所への併設であるが、医療刑務所内に収容された母親を対象とする母子施設ではなく、医療刑務所の運営からは基本的に独立したものである。また、ベルリンとリューベックの母子施設の収容定員は極めて少数である。

⁸ 開放処遇と閉鎖処遇について、連邦行刑法10条は

(1) 開放処遇の特別の要件を満たし、とりわけ、自由刑の処遇から逃れたり、開放処遇の機会を犯罪行為に悪用する虞がない場合には、被収容者は本人の同意を得て、開放処遇の施設または区画に収容される。

(2) その他の場合には、被収容者は閉鎖処遇に収容される。処遇のために必要な場合には、被収容者は閉鎖処遇に収容され、あるいはそこに戻される。

と規定している。同条2項の閉鎖処遇が「その他の場合には」という文言を用いていることから、立法者は開放処遇を通常処遇 (Regelvollzug) と位置付けている。*Laubenthal, Klaus*, Strafvollzug, 7. Aufl., 2015, Springer, Rn. 355.

また、母子施設との関連での開放処遇と閉鎖処遇については、*Gottwald, Theresa/ Sarachmann, Nadia*, Mutter-Kind-Einrichtungen im Strafvollzug. Bestandaufnahme und gegenwärtige Rahmenbedingungen in Deutschland, 2014, Grin Verlag, S. 10 ff. が詳しい。

(4) 歴史

まず、ドイツにおける行刑施設内での母子施設の歴史を検討すると、そこには「教育的観点」と「1940年代終盤の行刑の実情」が浮き出され、これが母子施設の誕生に大きな役割を果たしたことが明確であると指摘されている⁹。第2次大戦後の混乱期、女子施設に収容された女子受刑者が出産する場合、まず外部の病院で分娩した後、子供は母親から引き離され家に帰り、母親は刑事施設に戻るようになっていた。しかし、第2次大戦の影響で、都市は荒廃し、子供を児童施設で受け入れることは困難であった。このような実情に鑑みて、フランクフルト女子刑務所の職員が女子施設にいる妊娠した女子受刑者の置かれた状況に同情し、これがドイツで最初の母子施設誕生の先駆けとなったのである¹⁰。

当時、女子施設長であったヘルガ・アインゼレ (Helga Einsele) の率いるフランクフルト女子刑務所の職員たちは、乳児を収容しても、母親から引き離す以上の害はあり得ないという考え方を主張し、母子施設の必要性を説いた¹¹。最初は授乳のための接触を許可する等、段階的な緩和を経たのち、1976年4月1日に定員18名の最初の母子施設がフランクフルトに設置された。さらに、1988年には定員5名(閉鎖処遇)を追加している¹²。それ以前は、アイヒャッハ、フェヒタ、シュヴェービッシュ・グミュント各女子刑務所で授乳を目的に運用していた実態はあったが、例外的で、しかも数は極めて少なかった¹³。

まとめると、まず、女子の被収容者が子供を産んだ場合、授乳のために便宜を図ったということからスタートし、母親と子供と一緒に暮らすことの重要性に着目し、母子施設の設置が提唱されたという経緯が認められる。もちろん当初は、戦後の混乱の時期であり、父親がいなかったり、さらには子供を託す親族もいなかったり、さまざまな事情は考えら

⁹ *Junker, Anne*, Mutter-Kind-Einrichtungen im Strafvollzug. Eine bundesweite empirische Untersuchung zu den Rahmenbedingungen, Lit Verlag, 2010, S. 11.

¹⁰ *Junker*, aaO (Fn. 9), S. 11.

¹¹ *Junker*, aaO (Fn. 9), S. 12.

¹² *Junker*, aaO (Fn. 9), S. 16.

¹³ *Junker*, aaO (Fn. 9), S. 17, *Haverkamp, Rita*, Frauenvollzug in Deutschland, Duncker & Humblodt, 2011, S. 150 Fn. 185.

れ、しかし、被収容者に子供がいる、児童施設は十分ではない、さあどうするといった喫緊の問題への対処が間髪を入れず求められたのである。その意味で現在の豊かな時代とは時代背景が異なっているともいえる。そして時代が経過し、国民生活に余裕ができたからこそ、子供の福祉を考慮して、母親と一緒に暮らすことのメリットに重点が置かれているように思われる。もちろんここまでに至る道のりは、そう簡単なものではなかった。多くの反対意見が唱えられた（例えば、子供が外界の刺激に触れる機会がない、女性ばかりの社会を当然と考えるようになるなど）が、数十年の経験を経て、ドイツの母子施設は確固たるものとなっている¹⁴。

このようにして、1976年4月にフランクフルト女子刑務所で母子施設が誕生し、これを皮切りに、続々とドイツ各地で新たな施設が誕生することになる。最も新しいものでは、2009年にミュンヘン女子刑務所に閉鎖処遇の母子施設が整備された¹⁵。

3. 母子収容の実務運用の実態

次に運用実態について検討したい。すでに述べたように、ドイツは連邦国家のため、州ごとの行刑法が異なり、文言上に違いが存在している。それぞれの州により、（１）親の性別、（２）子供の年齢の上限、（３）子供の福祉への配慮、（４）保安上の憂慮、（５）費用負担、（６）連邦行刑法142条に対応する規定の存否、これらの点をめぐって違いが生じている。ここからは、参考資料として挙げた各州の行刑法の条文を参照されたい。

（１）親の性別

母子施設という名の由来の通り、その誕生時においては、子供を持つ

¹⁴ Haverkamp, aaO (Fn. 13), S. 150 f.

¹⁵ Junker 論文は、2010年に公開されたが、博士論文として書かれた同著には執筆時期の関係でミュンヘン刑務所の実情については計画中とされるのみで、詳細は記載されていない。Junker, aaO (Fn. 9), S. 20参照。

母親を前提にした制度であったが、ジェンダーフリーを考慮すれば、必ずしもこれに拘泥される必要はない。したがって、母子施設ではなく、父子施設はあるかという疑問が生じてくる。すでにみたように連邦法は、これを母親に限っているが、各州法ではこれをどのように規定しているかが問題となる。

ブランデンブルク州（2013年4月24日の行刑法21条「子供を持つ両親の収容」は「母または父」という文言を規定）、ノルトライン・ヴェストファーレン州（2007年11月20日の少年行刑法117条、成年行刑法では母親のみ）、ザクセン州では父親も可能となっており、また、文言上、女性を前提としていない「被収容者」という文言を用いているヘッセン州も同様である。ヘッセン州行刑法74条3項（2010年6月28日）は「このための施設においては、被収容者がその子供と一緒に収容される設備が整えられなければならない。」と定めている。その他の州では、母親のみ認められている。ノルトライン・ヴェストファーレン州行刑法は、2015年に制定されているが、2007年の同州少年行刑法とは異なる。

（２）子供の年齢の上限

連邦行刑法80条1項1文によれば、子供の年齢は義務教育年齢である6歳未満と定めている。各州に関しては、バイエルン州、ヘッセン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州は連邦の規定と同様に、就学義務年齢未満としており、ハンブルク州は2009年7月14日の行刑法21条で5歳未満、バーデン・ヴュルテンベルク州とザクセン州は、3歳未満としている。

運用としては、開放処遇では就学年齢である6歳まで、閉鎖処遇では3歳までに限っているのが一般的である。

（３）子供の福祉への配慮と保安上の憂慮

各州は連邦行刑法80条1項1文をもとに、若干の文言の違いはあるものの、子供の福祉へ配慮しているが、ザクセン州ではさらに「保安上の理由に反しない」ことを前提としている。そもそも子供の福祉といった場合、それが何を意味するのかは法令上、明確ではない。しかし、実務上は、子供の健康、親の教育能力、母子関係の正常性、外部での居住可

能性を考慮している¹⁶。

(4) 費用負担

連邦行刑法80条2項は「収容の費用は子供の扶養義務者の負担による。このことにより母親と子供の一緒に収容が妨げられる時は、費用の請求はなされないこともある。」としており、原則として1文で扶養義務者の負担と定めている。これはドイツ民法1601条「直系血族は互いに扶養をなす義務を負う」に基づくものである。しかし、2文には例外が設けられている。各州も同様で、実際にはこの例外が活用されている。ただ、バーデン・ヴュルテンベルク州は「原則として行刑が負担するものではない」と強く規定しており、さらに、ザクセン州は「収容の費用は子供の扶養義務者の負担による」と規定しているのみである。行刑法の文言は以上のようにになっているが、現実には、少年局から子供一人当たり一日100ユーロ前後の費用が施設側に支払われている。

(5) 定員と利用状況

次の表は、定員を示したものである。

	開放処遇	閉鎖処遇
フェヒタ	13	5
フランクフルト	18	5
シュヴェービッシュ・グミュント	－	11
アイヒャッハ	6	10
ミュンヘン	－	10
フレンデンベルク	16	－
ケムニッツ	5	－

このほかに、リューバック刑務所、ハンブルク・ハーネーファーザント刑務所などでも若干名を受け入れているようである。また、ザクセン州のヴァルトハイム刑務所には2010年5月から開放処遇で父親用に3名

¹⁶ Junker, aaO (Fn. 9), S. 229.

定員が用意されている¹⁷が、現実には使われていない¹⁸。まとめると、ドイツ全土で、母親用として約100名、父親用として3名、それぞれ受け入れ可能である¹⁹。

利用状況については、ユンカー論文で詳細な調査がなされたが、調査時期が2008年であり、しかも、その後ミュンヘン刑務所に母子施設が設けられたこともあって、もはやここで紹介する意味はあまりないだろう²⁰。筆者が実地調査した際に得た情報では、概ね開放処遇は定員が埋まっており、また、フランクフルトでは、閉鎖処遇の母子施設も常に満員であるとの回答を得ている。

(6) 部屋の広さ²¹

次の表は、部屋の広さを示したもの（単位は㎡）である。

	開放処遇	閉鎖処遇
フェヒタ	19.5	20
フランクフルト	12.3 × 2	18
シュヴェービッシュ・グミュント	－	バラバラ
アイヒャッハ	17.5	20.5
ミュンヘン	－	15
フレンデンベルク	30	
ケムニッツ	15	

シュヴェービッシュ・グミュントは、もともとは修道院であったものを改造したため、部屋の広さがそれぞれ異なり、また、フレンデンベルクは看護婦寮であったものを利用しているため、シャワー、トイレ、キッチン付きの通常のアパートメントである。

¹⁷ 父親用の施設の必要性については、Kudlacek, Jana, Zur Notwendigkeit eines Vater-Kind-Erwachsenenstrafvollzug, Peter-Lang, 2014が総合的な検討を加えている。

¹⁸ <https://www.justiz.sachsen.de/jvawh/content/584.htm>, <http://www.sz-online.de/nachrichten/neues-hafthaus-ist-ende-2011-fertig-747002.html> など参照。

¹⁹ Junker, aaO (Fn. 9), S. 42.

²⁰ 2008年の調査状況については、Junker, aaO (Fn. 9), S. 44 f. 参照。

²¹ Junker, aaO (Fn. 9), S. 252と筆者自身の現地調査に基づくもの。

(7) 母親と子供のために提供されるプログラム

提供されるプログラムは各施設によって異なることはもちろんであるが、概ね、ベビーマッサージ、子供体操教室、音楽教室、水泳教室、母と子の工作教室といったものが挙げられる。

4. 各州の個別状況

(1) バイエルン州

バイエルン行刑法(2007年12月10日)は第11章82条以下に「妊婦ないし母親の処遇について」という規定を定めている。とくに、バイエルン行刑法86条では、子供は義務教育年齢までと規定している。これは連邦行刑法と同じ内容である。バイエルン州では、アウクスブルク近郊のアイヒャッハ女子刑務所とミュンヘン女子刑務所に母子施設がある。アイヒャッハ女子刑務所では、開放処遇で6名、閉鎖処遇で10名の収容が可能である。母子区画においては3歳までは子供と一緒によい。これは、当該母子施設は「保育所(Kinderkrippe)」として認可を受けており(ドイツ社会法第8編児童支援45～48条参照)、3歳児までという制約があるためである。もうひとつの母子施設はミュンヘン刑務所にあり、2009年から閉鎖処遇で10名を受け入れている。

以下の概説は、2015年5月にミュンヘン女子刑務所を視察し、女子刑務所長にインタビューした結果をまとめたものである。

この女子刑務所は2009年にできたもので、文献ではまだあまり扱われていない。ここでは閉鎖処遇のみが行われており、定員は10名、子供の収容キャパシティは14名となっている(母と子供ひとりが6部屋、母親と子供ふたりが4部屋)。2015年5月現在、8名の母親と9名の子供が収容されていた。被収容者に子供がいるかどうかについては、最初の面談の時に聞いている。しかし、母親と子供が一緒に出所することを想定しているので、例えば6年の自由刑に処せられた場合は、母子施設を利用することはできない。

子供は、日中は施設内の認定保育園で過ごす。子供の外部へのアクセスは、特別の部屋が用意されている。ただ、夫婦そろって刑務所に入っている場合が多い。

提供される技能教育プログラムは、裁縫、クリーニングがあり、また、工作教室、体操、グループディスカッションも行われる。2014年12月には、毎日15時30分からセーフプロジェクトとして、薬物依存のカウンセリング、負債処理のカウンセリングが行われた。現在のスタッフは、社会教育士、教師、小児科医、一般職員、交代要員がそれぞれ1名である。

なお、一般部門は、150名の定員で、1区画に1名用が14部屋、4名用が16部屋用意されており、これが5区画ある。

(2) ヘッセン州

ヘッセン州行刑法74条(2010年6月28日)は、子供を持つ被収容者の収容を規定している。ここで注目すべきは、文言上は男子も想定しているということである。また、1項にいう「滞在決定権を持つ者」とは、ドイツ民法1626、1631条に規定されており、通常はもう一方の親、多くの場合は父親である。

母子施設のあるフランクフルト女子刑務所では開放処遇を大規模に実施している。設立の経緯はすでに述べたように(上述2(4)歴史参照)、ドイツの母子施設の先駆けとなっている。また、このフランクフルト女子刑務所の特徴は、ドイツで唯一財団による支援を受けていることで、さらに施設を出た後も支援がある²²。開放処遇では、定員18名(6歳以上は不可)を受け入れ、母親は昼は作業、子供は市の保育所に行く。閉鎖処遇では、定員5名で3歳まで受け入れているが、それ以上は施設には大きすぎるので不可としている。

以下の概説は、2014年12月にフランクフルト女子刑務所を視察し、女子刑務所長にインタビューした結果をまとめたものである。

この母子施設では、薬物依存者は基本的に受け入れていない。もちろん、グレー領域については判断が難しくなる。しかし、いずれにしても子供の福祉を考えると危険が大きすぎるからと説明されている。

また、母子施設に関する行刑法上の「子供の福祉」条項については、これは非常に重要な視点であり、これを重視している。

²² Verein zur Förderung des Mutter-Kind-Heimes der JVA III in Frankfurt am Main-Preungesheim (<http://www.mkhpreungesheim.de/>)

費用の問題に関して、現実には、少年局 (Jugendamt) が支払っており、フランクフルト女子刑務所の場合、一人当たり一日82ユーロが支払われ、これは一日当たりの子供の収容費用に該当する。少年扶助 (Jugendhilfe) の枠の中でこれが支払われているので、施設側は、扶助計画、発達状況、その他の状況報告を少年局に提出しなければならない。本来は費用は親の負担であり、父親が支払えるのであれば、彼が支払わなければならない。他方で、母親は少年局から児童手当をもらっている。

開放処遇においては少年局と一緒に責任を負っており、拘禁の最終段階では社会への移行について十分に配慮がなされている。さもないと、それまでの過程が水泡に帰するからである。例えば、女性が外でも子供への扶助が得られたり、保育園等の受け入れを実現されねばならない。これらの点に、注意が払われている。

母親に対する教育プログラムに関しては、両親学級が用意されており、日常生活のコースがある。共同での料理教室、誕生日パーティー（多くの子供はここで初めて誕生日パーティーを体験！）などがある。2014年には、「健康を考えた栄養と歯の管理」というコースもあり、栄養学者、歯科医師が外部から参加し、甘いものを控えるなどの指導がなされた。2015年は、数週間にわたる長期コースとして「強い親と強い子供」というドイツ児童保護連盟によるプログラムを予定している。「強い」とは自己意識の強さである。それ以外にも、子供のグループ活動として、スポーツ等の活動がある。

子供の日中の活動²³については、3歳までの閉鎖処遇の児童は、開放処遇の子供と一緒に保育所で過ごす。3歳以上の開放処遇の子供は日中は普通の幼稚園に行く。しかし、幼稚園の空きを見つけるのが難しい場合がある。その場合、母親が送り迎えをする。これに対して、閉鎖処遇の母親は、施設内で、作業なり教育を受ける。開放処遇の母親は、閉鎖施設内で処遇を受けるか、あるいは外部通勤している。

外国人の割合については、開放処遇では、外国人率が少ない。フラン

²³ フランクフルト女子刑務所の母子施設での日課については、Vogel, Victoria, Rechtliche Voraussetzungen und Grundlagen eines Mutter-Kind Vollzuges in einer Justizvollzugsanstalt, 2011, Grin Verlag, S. 8 f. にも具体的な記述がある。

クフルト市はそもそも外国人率が高いが、開放処遇では、ドイツに居所を持っている者しか受け入れていないからである。閉鎖処遇では、ドイツに居所を持っていない者を受け入れている。たとえば、南米やアフリカからの薬物の運び屋などが空港で捕まった場合である。刑期を終えれば、母国に帰ることになる。したがって、彼女たちは開放処遇になることはほとんどない。

女子の被収容者が収容される場合、2つのケースが考えられる。まず、妊婦の場合、そのまま分娩まで世話をする。施設側としてはこれがやり易く、分娩、乳児の世話、母子同室と流れていく。これが本来の母子施設のコンセプトである。他方、母親が入所するにあたって、子供がいるので、一緒に来てもいいかという申請をする場合もある。開放処遇の場合、刑期が短いので、少年局に申請し、問題がなければ認められる。ただ、これは「権利」ではなく、事例ごとに判断される。少年局が子供の福祉を考慮して、例えばDVなどの場合、申請を却下する場合もある。

母子施設に母親が小さい子供と一緒にいて、別の大きな子供が訪問することはできる。14歳までの子供は月に1回、週末と一緒に過ごすことができるが、開放処遇の場合に限られる。これに対して、閉鎖処遇の場合は、通常の被収容者の場合と同様に、外部からの訪問ができるだけである。逆に、閉鎖処遇の子供は、チェックはあるが、いつでも外部の父親等を訪問できる。そもそも子供に対する処遇ではないからである。ただ、子供が外に行くかどうかは、母親が監護権に基づいて決める。もちろん、本当の父親でない人のところに行く場合もあるが、その場合でも、まず母親の判断があって、その後、子供の福祉と保安上の理由に基づき、決定される。

ヘッセン州の行刑法ではヘッセンの規定では、母親のみならず、父親も可能であるが、現在のところその設備はない。来年以降、母子施設の改修が行われるが、その際に考慮されるかはわからないし、需要も少ないだろう²⁴。

²⁴ フランクフルトではかつて1件だけ例外的に父子を収容したケースがあった。この点については、Steinhilper, Monica, in: Hans-Dieter Schwind, Alexander Böhm, Jörg-Martin Jehle (hrsg.), Strafvollzugsgesetz, 4., neu

(3) バーデン・ヴュルテンベルク州

バーデン・ヴュルテンベルク州行刑法(2009年11月10日)はその第1編10条に女子処遇に関する特別の規定を置いている。母子施設のあるシュヴェービッシュ・グミュント女子刑務所は、1998年から閉鎖処遇で11室(ただし、1部屋は職員用)を開設している。

以下の概説は、2015年7月にシュヴェービッシュ・グミュント女子刑務所を視察し、女子刑務所長にインタビューした結果をまとめたものである。

ここは修道院を改修して作られたもので、部屋の大きさがそれぞれ異なっている。10部屋と職員用1部屋が用意されている。職員は9名のソーシャルワーカー(うち2名がパート勤務)、2名の心理士が勤務している。

母子施設の子供に関しては3歳までで、保育園の事業免許に定められている。子供は1か月に7日間、帰宅することができる。

外国人率は、被収容者がドイツ語を話すので一概には言えないが、東ヨーロッパが多く、ナイジェリア、南米も多い。ドイツ人に関しては薬物事犯が多い。なお、性同一性障害については個室に収容している。

(4) ニーダーザクセン州

ニーダーザクセン州行刑法(2014年4月8日)はその73条で子供を持つ母親について規定している。母子施設のあるフェヒタ女子刑務所はオスナブリュックとブレーメンの間にあり、女子の閉鎖処遇、開放処遇、少年施設、社会治療施設、半自由拘禁(Freigang)²⁵を網羅している。ここも修道院を改装した女子刑務所で、男子刑務所を経て、1941年に女子刑務所となった。閉鎖施設137名(母子施設5名含む)、開放施設45名、

bearbeitete Aufl., 2005, De Gruyter Verlag, § 80 Rdn. 6, *Weßels*, in: *Johannes Fest, Wolfgang Lesting* (hrsg.), *Kommentar zum Strafvollzugsgesetz*, 6. Aufl., 2012, Carl Heymanns Verlag, § 80 Rdn. 9.

²⁵ ここでいう半自由拘禁(Freigang)とは、緩和措置の一形態として連邦行刑法11条1項1号後段に規定されたもので、刑務職員の監視なしに出入りができる施設である。とくに女子の場合、昼間は自宅に戻り、母として、主婦として家庭で役目を果たし、夜はこの施設へ戻って宿泊する。これにより、子供を他人に預けなくて済む。*Haverkamp*, aaO (Fn. 13), S. 255 f.

開放母子施設13名、社会治療施設14名、少年施設39名の計320名（ヒルデスハイム分所72名含む）が定員であり、職員数178名で対応している。閉鎖処遇施設とその他の施設は徒歩5分ほど離れた場所に位置している。母子施設は1980年に設置された。

以下の概説は、2015年12月にフェヒタ女子刑務所を視察し、女子刑務所長にインタビューした結果をまとめたものである。

母子施設は閉鎖処遇（定員5名）と開放処遇（定員13名）にあり、合計で26名の収容が可能となっている。

母子を受け入れるかについての判断の際、母親と子供と一緒に釈放されることが前提であり、母親の刑期が3年を超える場合、そもそも閉鎖処遇としての母子施設への受け入れは理論的にはあり得ない。母子と一緒に社会へ戻れないからである。しかし、例えば、母親が故殺で9年の実刑判決を受けた場合でも、最初の3年は閉鎖処遇の母子施設、次の3年は開放処遇の母子施設、残りの3年は仮釈放というような運用もできる。

また、母子施設に入る要件は、子供の年齢、子供の健康に関する医師の診断、少年局の援助（1日100ユーロ）である。

準備されている処遇プログラムは、料理、子育て講座、ベビースイミング、幼児運動教室など一般的なものである。家族との面会については、施設での宿泊はできないものの、緩和されれば月2回の面会が許され、さらに年間21日の帰休やその他特別の事情に基づく帰休が認められる。

外国人率は12%ほどで、男子の外国人率が1/3から1/2であることを考えると、低い。また、薬物依存者も受け入れている。

（5）ノルトライン・ヴェストファーレン州

ノルトライン・ヴェストファーレン州行刑法（2015年1月13日）は、その87条で子供を持つ女子の被収容者を規定している。フレンデンベルク医療刑務所はルール工業地帯の東側の田園地方ザウアーラントの北に位置している。市民病院が経営破綻したものを司法省が買い取り、1986年に運用開始した。定員236名で、州全体の収容者約18500名に対応しており、職員数は300名を越える。年間患者数は入院が3000～3600名、外来が7000～8000名である。被収容者は男性女性両方で、内訳は、未決、

刑罰、処分、保安監置のすべてにわたっている。

以下の概説は、2016年5月にフレンデンベルク医療刑務所を視察し、刑務所長にインタビューした結果をまとめたものである。

フレンデンベルク医療刑務所に隣接する場所に母子施設がある。これは、病院とは別個のもので、医療刑務所に収容中の母親を対象としたものではなく、通常の開放処遇の母子施設である。定員16人で、昔の看護婦寮を利用している。アパートメントなので、一室が30㎡と広く、各部屋にトイレ、シャワー、キッチンが付いている。また、寮として使用していた際のダブルルームもあり、子供3人まで受け入れられる部屋もある。収容費用として子供一人に1日130ユーロを少年局が支払っている。部屋へは家具など持ち込みが可能で、自家用車を持っている母親もあり、外出時に利用している。なお、男性が入りたいと申請したことはあったが、女性用なので受け入れなかった。

この母子施設の隣に幼稚園があり、子供は昼間、その幼稚園に行き、母親は作業に従事する。午後は子供を連れて外出しなければならない。テレビは指定時間のみ視聴可能で、いつでも見られるわけではない。母親が子供を放置したり、自分自身が熱中しないためである。

罪名が薬物を理由に入ってくることはないが、薬物の経歴を持つ人はおり、場合によってはメタドン治療をしている。また、外国人の割合はだいたい1/3程度だが、スタッフはとくに意識したことはない。

出所後のアフターケアには気をつけているが、ネガティブな素因は相変わらず残っているので、それが問題となっている。

5. おわりに

3年ほど前からドイツの母子施設を視察して、今回、まとめることができた。各施設を視察しての印象は、「母子施設＝幼稚園」である。母親が日中は刑務作業や教育に集中し、午後から夜にかけては親としての役割を果たすコンセプトが実現されている。もちろんこれを可能にしているのが、スタッフやその他関係者による支援であり、－とくに開放処遇では－地域全体として社会復帰を実現していこうとする心意気を感じられる。もちろん、子供一人当たり1日100ユーロ前後の費用がかかっ

ており、福祉の負担は少なくない。我が国でこのような制度を実現しようとする、結局は誰がこの費用を負担するかという問題が最後までついて回るものと思われる²⁶。

なお、本稿脱稿後にザクセン州ケムニッツ女子刑務所の母子施設を視察し、意見交換することができたが、校正の段階での加筆ができなかった。これについては機会をあらためて報告したい。

【参考資料】

連邦行刑法（1976年3月16日）

80条 子供を持つ母親

（１）女子の被収容者の子供が就学義務年齢に達していないときは、子供の福祉にかなっている場合には、滞在決定権を持つ者の同意を得て、母親のいる行刑施設と一緒に収容できる。収容に先立って、少年局での聴聞がなされねばならない。

（２）収容の費用は子供の扶養義務者の負担による。このことにより母親と子供の一緒にの収容が妨げられる時は、費用の請求はなされないこともある。

142条 子供を持つ母親のための施設

女子のための施設においては、母親が子供とともに収容される設備が整えられていなければならない。

バイエルン州行刑法（2007年12月10日）

86条 子供を持つ母親

²⁶ 最近の日本における母子施設の状況については、矢野恵美「ジェンダーの視点から見た刑事政策」法学セミナー 737号（2016年）30頁、同「受刑者なのか患者なのか：医療と刑罰の間」刑政2015年7月号（2015年）14頁、さらに、他のヨーロッパに状況については、齋藤実「フィンランドにおける女子受刑者処遇の現在（いま）－子どものいる女子受刑者処遇（「家族ユニット」）を中心に」獨協法学96号（2015年）181頁、矢野恵美・齋藤実「英国の女子被収容者マネジメントに学べること－刑務所庁規則4800「女子受刑者」より」刑政125巻12号（2014年）42頁で論じられている。

(1) 女子の被収容者の子供が就学義務年齢に達していないときは、子供の福祉にかなっている場合には、滞在決定権を持つ者の同意を得て、母親のいる施設と一緒に収容できる。収容に先立って、少年局での聴聞がなされねばならない。

(2) 健康扶助も含めた収容の費用は子供の扶養義務者の負担による。このことにより母親と子供の一緒に収容が妨げられる時は、費用の請求はなされないこともある。

(3) 1項に従って母親と一緒に収容された子供の病気がそこで治療できない場合には、子供は施設外の病院は移される。母親が一緒であることが医学上必要であり、執行の理由に反しない限り、母親もまたそこに移される。

168条 子供を持つ母親のための施設

女子のための施設においては、母親が子供とともに収容される設備が整えられていなければならない。

バーデン・ヴュルテンベルク州行刑法(2009年11月10日)

第1編10条 母子区画

(1) 3歳未満の子供を持つ女子の被収容者は、両者が収容に適しており、母親と子供のための空きがあり、これが子供の福祉に適っており、そして滞在決定権者の同意があれば、女子行刑施設の母子区画に受け入れることができる。収容に先立って、少年局での聴聞がなされねばならない。

(2) 健康扶助も含めた子供の収容の費用は原則として行刑が負担するものではない。

ヘッセン州行刑法(2010年6月28日)

74条 子供を持つ被収容者の収容

(1) 就学義務の無い被収容者の子供は、子供の福祉に適っている場合には、滞在決定権を持つ者の承諾を得て、行刑施設と一緒に収容される。収容に先立って、少年局での聴聞がなされねばならない。

(2) 収容の費用は子供の扶養義務者の負担による。このことにより一緒に収容が妨げられる時は、費用の請求はなされないこともある。

(3) このための施設においては、被収容者がその子供と一緒に収容される設備が整えられなければならない。

ニーダーザクセン州行刑法 (2014年 4 月 8 日)

73条 子供を持つ母親

(1) 女子の被収容者の子供が就学義務年齢に達していないときは、子供の福祉に資する場合には、滞在決定権を持つ者の同意を得て、母親のいる行刑施設と一緒に収容できる。収容に先立って、少年局での聴聞がなされねばならない。

(2) 収容の費用は子供の扶養義務者の負担による。このことにより母親と子供の一緒にの収容が妨げられる時は、費用の請求はなされないこともある。

ノルトライン・ヴェストファーレン州行刑法 (2015年 1 月13日)

87条 子供を持つ女子の被収容者

(1) 女子の被収容者の子供が就学義務年齢に達していないときは、女子の被収容者がそこでの収容に適しており、彼女と子供のための空きがあり、これが子供の福祉に資する場合には、滞在決定権者の同意を得て、女子行刑施設の母子区画に受け入れることができる。受入れに先立って、少年局での聴聞がなされねばならない。

(2) 健康扶助も含めた収容の費用は子供の扶養義務者の負担による。このことにより女子の被収容者と子供の一緒にの収容が妨げられる時は、費用の請求はなされないこともある。

(3) 子供が施設外の病院は移されるときは、医学上必要である場合には、女子の被収容者が付き添うことが認められうる。

ザクセン州行刑法 (2013年 5 月16日)

14条 子供を持つ母親と父親の収容

(1) 子供の福祉に適い、保安上の理由に反しない場合には、子供は、滞在決定権者の同意を得て、3歳に達するまで母親または父親のいる施設に収容されうる。特別の理由があれば、その収容は半年間の延ばすことができる。収容に先立って、少年局での聴聞がなされねばならない。

(2) 収容の費用は子供の扶養義務者の負担による。